

各新聞社と教育NPOとの覚書(新聞記事の入試問題二次利用について)

【注意】私立中学校高等学校の教育NPO会員校が対象。大学は対象外です。

2019年7月1日

項目	朝日新聞社	読売新聞社	毎日新聞社	朝日学生新聞社
覚書締結日	平成21年1月20日	平成21年4月17日	平成21年6月5日	平成22年10月20日
入試問題二次利用 ①過去問無償配付 ②過去問HP掲載	無償で許諾	無償で許諾	無償で許諾	無償で許諾
学校案内冊子への 入試問題掲載(無償配付)	無償で許諾	無償で許諾	無償で許諾	無償で許諾
入試問題二次利用 (有償配付)	当該新聞社の規定により、 有料で別途許諾	当該新聞社の規定により、 有料で別途許諾	当該新聞社の規定により、 有料で別途許諾	当該新聞社の規定により、 有料で別途許諾
利用の報告義務	有(教育NPOへ)	有(教育NPOへ)	有(教育NPOへ)	有(教育NPOへ)
出典明示義務	新聞名・発行年月日 朝・夕刊の別	新聞名・発行年月日 朝・夕刊の別	新聞名・発行年月日 朝・夕刊の別	新聞名・発行年月日 朝・夕刊の別
新聞記事などの利用範囲	『朝日新聞』の新聞記事	『読売新聞』 『The Japan News』 の新聞記事	『毎日新聞』 『毎日ウィークリー』 『毎日小学生新聞』 の記事・写真・図版等	『朝日小学生新聞』 『朝日中高生新聞』 の記事・写真・図表
寄稿、小説、投稿など 新聞社以外の第三者が 著作権を有する記事	別途権利処理の必要 (教育NPOへ)	別途権利処理の必要 (教育NPOへ)	別途権利処理の必要 (教育NPOへ)	別途権利処理の必要 (教育NPOへ)
その他の注意点	記事から写真のみを 抜き出して単独利用する 場合は別途協議 (教育NPOへ)	記事から写真のみを 抜き出して単独利用する 場合は別途協議 (教育NPOへ)	記事から写真のみを 抜き出して単独利用する 場合は別途協議 (教育NPOへ)	記事から写真のみを 抜き出して単独利用する 場合は別途協議 (教育NPOへ)

【協定の概要と留意点】

学校法人格を有する私立中学・高等学校の教育NPO会員校が新聞記事を入試問題として利用し、上記に該当する二次を希望する場合、上記会員校が教育NPOを通じ入試での利用報告をすることと、下記二次利用に該当する申請を教育各新聞社へ一括して報告することを条件に、無償で著作権処理がなされます。

- ◆上記会員校の入試過去問題・学校案内冊子としての無償配布や自校ホームページ掲載は無償で許諾処理されます。
- ◆有償配布を行う際には各新聞社の社内規定に基づき別途許諾を得る必要があります。
- ◆新聞社以外の第三者が該当記事に対して著作権を持つ場合(寄稿文、インタビュー、読者投稿、対談、写真、図版な記事から写真のみを抜き出して単独利用する場合には、当該新聞社と別途協議して許諾を得る必要があります。